

ご来賓挨拶(抜粋)

群馬県 知事 大澤 正明 様
(代読 副知事 村手 聡 様)

県内景気は緩やかに回復基調となつていますが、将来にわたり維持発展するには、人口減少社会に対応することが最重点課題であります。県内の若者や女性が活躍できる場を確保するために、県内を支える中小企業をしっかりと支援し、また、社会基盤の整備を行い、新たな雇用を生み出して参ります。連合群馬の皆様にはなお一層のご理解と協力を宜しくお願いいたします。



一般社団法人 群馬県経営者協会
会長 児玉 三郎 様

日本経済の緩やかな成長に甘えることなく、スティーブ・ジョブズ氏の言葉を借りて、「現状に満足しないで向上すること」「学ぶことが大切」であります。個人が成長し、企業が成長する、それが群馬県の発展につながります。これからも労使が協調し、労使関係安定の元、皆さんと共に諸課題に取り組んでいきたいと思ひます。



厚生労働省 群馬労働局
局長 内田 昭宏 様

労働をめぐる課題にご尽力いただき感謝申し上げます。働き方の推進として重要なことが3つあると考えます。まず、労働災害については撲滅までできることが重要であります。2つ目は地方創生で正規社員などの安定な雇用機会を与えなければ、地域に住み続けられないと考えています。3つ目は人口減少社会に対応するためには、全員参加が重要であり、とりわけ女性活躍推進にあたって、国全体で考えていかなければなりません。これからも連合、労働組合の皆さんと最大のパートナーとして取り組んでいきたい。



新執行部一覧

第15期役員体制が満場一致で確認されました。

役職	役員名	産別名	備考
会 長	富澤 誠	電機連合	新
副 会 長	山岸 稔	自動車総連	新
	佐藤 英夫	自治労	新
	小島 弘行	U Aゼンセン	
	松本 親彦	情報労連	新
事務局長	高草木 悟	電力総連	新
副事務局長	飯田 博久	自動車総連	
	金子 裕昭	電機連合	新
	新井 智	連合群馬	
	伊能 耕司	連合群馬	
執行委員	峯崎 三郎	連合群馬	
	佐藤 辰家	自動車総連	
	青木 雄次	自治労	新
	木間 裕治	電機連合	
	鈴木 英二	J A M	
	堀越 大司	U Aゼンセン	
	齋木 健志	J P 労組	新
	桑原 孝之	情報労連	新
	伊藤 誠	基幹労連	新
	萩原 浩二	電力総連	新
	斉藤 和也	J E C 連合	新
	小宮 勝義	運輸労連	
	山田 茂	化学総連	
	堀口 真明	J R 総連	
	梅澤 晋	日教組	
	柳澤 孝司	交通労連	
	高橋 徹	国公総連	新
	鈴木 克志	前橋地協	
	横山 隆	高崎地協	
	福島 孝之	桐生地協	新
	根岸 慎一	伊勢崎地協	
	松浦 武志	太田地協	
	斉藤 満	館林地協	新
	斉藤 啓一	西部地協	新
齋藤 孝昭	北部地協	新	
狩野 清美	女性委員会	新	
新後関美保	女性委員会	新	
湯浅 圭一	フード連合		
浅沼 翔太	全労金		
鈴木 芳孝	森林労連		
大川栄八郎	自動車総連		
顧 問	大橋 豊	電機連合	
	北川 秀一	自動車総連	新
	吉田 登	自治労	新



感謝の意を述べる
北川前会長

素晴らしい仲間の皆さんと活動ができたことが私にとって財産でもあります。辛いことが多い中で、置かれた立場は違っても何があろうとも仲間。同志であることを是非皆さんで引き続き守り、活動を進めてもらいたい。これまでのご支援ご理解に心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。



退任された
役員の皆様

退任された方々

北川 秀一 (自動車総連)	吉田 登 (自治労)
櫻井 正樹 (情報労連)	鈴木 克幸 (J A M)
渡辺由美子 (J P 労組)	反町 英孝 (基幹労連)
青井 靖夫 (電力総連)	保坂 始 (J E C 連合)
堀内 利之 (桐生地協)	宮下 昌文 (沼田地協)
川村 暢志 (館林地協)	渡辺 春彦 (渋川地協)
朝倉 宙 (藤岡地協)	山下 修平 (安中地協)
町田 一夫 (吾妻地協)	齋藤 美緒 (女性委員会)
相場 郁子 (女性委員会)	* 敬称略

群馬県の最低賃金が改正されました

必ずチェック最低賃金！ 使用者も 労働者も

群馬県最低賃金 (地域別最低賃金)	1時間737円	発効日 平成27年 10月8日
特定最低賃金	【製鋼・鉄素形材製造業最低賃金】1時間841円	発効日 平成27年 12月26日
	【一般機械器具製造業最低賃金】1時間830円	
	【電気機械器具製造業最低賃金】1時間829円	
	【輸送用機械器具製造業最低賃金】1時間830円	

1 最低賃金は時間額で決められており、群馬県内のすべての労働者とその使用者に適用されます。
2 群馬県最低賃金(地域別最低賃金)は、平成27年10月8日から改正発効しています。特定(産業別)最低賃金は、平成27年12月26日から改正発効します。